

令和2年度 事業計画

はじめに

港湾貨物運送事業における第13次労働災害防止計画(2018年度から2022年度までの5か年計画)(以下「港湾13次防」といいます。)では、誰もが安心して健康に働くことができる港を実現するため、計画期間中に「死亡災害を撲滅すること」及び「労働災害の死傷者(休業4日以上)を年間100人未満とすること」を目標としています。

令和元年の死亡災害の件数は、前年の倍以上の7件となりました。

また、休業災害についても、156件となり、前年を大幅に上回りました(24.8%増)。

このような憂慮すべき事態となっていることから、本年度は経営トップから現場の作業者に至るまで決意を新たに、作業に内在する危険をもう一度洗い出し、災害防止対策に取り組む必要があります。

このため、本年度の事業計画では、港湾13次防で定める

- ① 死亡災害の撲滅に向けた四つの「**特定災害**」の防止
- ② 経営トップの主導による安全衛生管理の充実などの**事業場における安全衛生対策の強化**
- ③ 安全パトロールの実施による港湾貨物運送事業労働災害防止規程(以下「**災防規程**」)の遵守・指差呼称運動・危険予知活動等の活性化などの**港全体で取り組む自主的な安全衛生活動の推進**
- ④ 港湾設備や船舶設備の管理者、荷役作業の発注者等の港湾関係者に対する**港湾荷役作業の安全衛生への理解の促進など港湾関係者との連携の推進**

などを重点とし、会員一体となって労働災害防止活動を積極的に推進することとします。

また、後記の労働災害の発生状況の分析を踏まえ、発生した①死亡災害の類型や②死傷災害の型別状況を明らかにしたうえで、後記第2の目標の達成に向けて、最重点として取り組む事項を定めることとします。

第1 港湾における労働災害発生状況

1 死亡災害

ア 令和元年における死亡災害は7人で、前年と比べ4人の増加となりました(表1)。

イ これらの死亡災害には、次のような特徴がみられます。

- ① 事故の型別では、「はさまれ・巻き込まれ」が5件、「転倒(ストラドルキャリアー)」が1件、「交通事故(ヘッドシャーシー)」が1件となっています。
- ② 起因物別では、「動力運搬機(トラック(トレーラー)2)、フォークリフト、ストラドルキャリアー」が4件、「動力クレーン(ガントリー・クレーン)」、建設機械等(ブルドーザー)」がそれぞれ1件となっています。

ウ 昨年1年間に発生した7件の死亡災害についてみると、このうち6件が、港湾13次防において重点的に取り組むこととしている4つの「特定災害」のうち以下の2つに該当しています。

- ① 「動力クレーン等を使用した作業での荷との接触による災害」が2件

② 「フォークリフト等の荷役運搬機械との接触による災害」が4件

2 休業4日以上労働災害

ア 令和元年に発生した休業4日以上労働災害(会員事業場・協会調べ。以下同じ)は156人で、前年の125人と比べ31人、24.8パーセントの大幅な増加となりました(表1)。

イ これらの労働災害には、次のような特徴がみられます。

① 事故の型別では、「墜落・転落」が56人で64.0パーセント増となっており、全体の災害の35パーセントを占めています。

次いで、「はさまれ・巻き込まれ」が36人で、この二つの事故の型で58パーセントを占めています(表3)。

② 災害発生に機械の運転が関連した109人についてみると、フォークリフトに関連する労働災害が25人で最も多く、次いで、移動式クレーンが24人、揚貨装置とガントリークレーンがともに11人で、この4つで機械関連災害の65.1パーセントを占めています(表6)。

③ 「荷姿別」では、コンテナによる労働災害が32人で、最も多くなっています(表7)。

④ 「経験年数別」では、10年未満の経験年数が少ない労働者が67人で最も多く42.0パーセントを占めていますが、20~29年が22人から35人と約6割の増加となっています。

第2 目標

港湾13次防に掲げる目標の達成をめざし、令和2年度の労働災害の減少目標を次のとおりとします。

- ① 死亡災害の撲滅 (年度を通じて死亡災害 0)
- ② 死傷災害134件未満 (前年に比し22件、14%以上の減少)

第3 港湾における労働環境をめぐる状況及び課題

1 労働災害の防止

ア 我が国の港湾貨物運送事業は、東アジアの各港との厳しい競争にさらされており、これに伴い、港湾機能の高度化が一層進展し、荷役運搬機械等の大型化と作業のスピード化が進んでいます。

また、港湾の現場では、複数の事業者が混在・近接して、各種荷役や関連作業、検数・検定等の作業を行っていることから、荷役機械等との接触災害などにより、重篤な災害が発生するおそれも依然として少なくありません。

個々の事業場において何年間も労働災害が発生していないとしても、重篤な災害が発生するリスクは存在していることを前提として、過去の死亡災害事例等を踏まえ、作業現場におけるリスクの洗い出しを的確に行った上で安全対策を進めることが必要です

イ 安全対策を進めるにあたっては、本質安全化や工学的対策を取ることができないかを十分検討することが必要です。

港湾の現場では、本船や上屋など作業場所や設備が事業者の管理下にないことが多く、危険な作業そのものをなくす本質安全化や次いで有効とされる工学的な対策を事

業者自らが講ずることが困難な場合もあります。

この場合、管理的対策や保護具の使用などの対策を実施することとなりますが、「人の注意力には限界があること、作業に集中している場合は周りのことには注意が向かないこと」に十分留意し、作業指揮者・誘導者・合図者などを配置するなどの措置も併せて実施することが必要です。

加えて、港湾管理者等の港湾設備管理者、荷役作業の発注者等に、労働災害防止について理解いただくことも重要であり、積極的に情報提供等を行っていく必要があります。

ウ 現場には種々の「危険」が存在していることを意識したうえで作業を行うことが重要です。昨年は、20年以上の経験を有する者の労働災害が急増しています。

このため、始業時のツールボックスミーティングによる危険予知活動、日常の安全パトロール等による注意喚起、指差呼称運動・ヒヤリハット運動等の日常の継続的な安全衛生管理活動をアクセントをつけて、マンネリ化を防止しつつ行うことが必要です。

エ 職場の世代交代と労働災害の長期的な減少に伴い、経験が浅く危険に対する認識が薄い労働者の災害が増加していることから、新規採用者に対する雇入れ時の安全衛生教育の実施の徹底や危険体感教育等危険感受性を向上させる教育の実施、リスクや安全衛生対策が容易に認識できるような「安全の見える化」などきめ細かな対策の推進が求められます。

オ 港湾におけるリスクアセスメントの普及促進とリスク低減対策のレベルアップを図るために各港における安全の「見える化」や安全衛生工夫改善事例などの情報の共有が求められます。

2 心と身体の両面にわたる健康の確保

ア 働き方改革に伴い、労働基準法、労働安全衛生法等が改正され、長時間労働の是正と健康確保措置の充実、産業医・産業保健機能の強化が図られました。

このため、過重な長時間労働やメンタルヘルス不調により命や健康が損なわれることがないよう長時間労働対策やメンタルヘルス対策の推進が求められています。

また、港湾運送業における健康診断の有所見率は、平成30年は、60.8パーセント(表9)と、全産業平均の有所見率55.5パーセントを5.3ポイント上回っています。このことも踏まえ、健康管理の重要性の周知、健康診断の的確な実施及び事後措置の一層の徹底が求められます。

イ 暑熱な環境下での作業における熱中症の防止にこれまで以上に取り組む必要があります。

また、酸素欠乏の危険のある場所での作業、粉じんが発散する場所での作業、化学物質を取り扱う場所での作業などでの健康障害の防止も重要な課題です。

ウ 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、手洗い、咳エチケット等を励行するとともに、職場内外での感染防止行動の徹底について正しい知識を持って、事業場の実態に即した実行可能な対策を検討し、積極的に実施することが求められます。

エ 病気を治療しながら仕事をしている人が労働力人口の3分の1を占めており、職場におけるこれらの人への支援も課題となっています。

第4 主な労働災害防止対策

本年度は、

- ① 動力クレーン等を使用した作業での荷との接触による災害(後記1の(1))
- ② フォークリフト等の荷役運搬機械との接触による災害(後記1の(2))
- ③ 墜落・転落による災害(後記1の(3)及び2の(1)の力)

の防止を最重点として、各種の対策を推進することとします。

労働災害防止対策の実施に当たって、総支部、支部及び会員事業場は、それぞれ具体的な実行計画を立案し、事業を効果的に推進することとし、協会本部、総支部及び支部はそれぞれの立場から、会員事業場に対して支援に努めることとします。

また、主要対策別の実施事項を別表1のとおりとします。

1 死亡災害の撲滅に向けた対策の推進(特定災害の防止)

第13次労働災害防止計画において死亡災害の撲滅に向け、以下の(1)～(4)に掲げる災害を死亡等の重篤な結果が生じる恐れの高い「特定災害」として指定し、当該災害の根絶に向けた対策を重点的に取り組むこととしていることを踏まえて、以下の対策を推進します。

(1) 動力クレーン等を使用した作業での荷との接触による災害の防止(最重点対策)

ア 作業主任者の選任及び安全確認等の職務の励行

船内荷役作業主任者又は沿岸荷役主任者を選任し、当該主任者等に作業開始前の荷や玉掛用具の点検、合図方法及び退避場所の周知の徹底、作業の直接指揮等の職務を励行させる。

イ 作業前の作業方法、合図方法、避難場所等の周知徹底

作業方法、合図方法、避難場所等の周知徹底を行うとともに、作業中は指差呼称を実施し確実な退避したうえで、荷の巻き上げ巻き下げを行う。

ウ 指差呼称による退避の確認の励行

荷の地切り前に、指差呼称を行い、退避を励行する。作業指揮者は退避を確認した上で、次の指示を行うことを徹底する。

エ 地切り後及び巻き下げ時の一旦停止の励行

動力クレーン等の運転者は、地切り時及び巻き下げ時の一旦停止を励行する。

(2) フォークリフト等の荷役運搬機械との接触による災害の防止(最重点対策)

ア 作業計画の策定、荷役運搬機械の通行経路の特定、歩行者通路の表示の励行及び誘導員の配置

荷役運搬機械を用いた荷役作業を行うにあたっては、作業計画を策定することとし、その際、荷役運搬機械と作業者の動線ができる限り交差することがないように検討するとともに、フォークリフト、ストラドルキャリアーなどの荷役運搬機の通行経路や作業区域を特定するよう努める。

また、歩行者通路の表示、作業員への蛍光ベスト等の着用を図るとともに、荷役運

搬機械の通行経路と歩行者通路が交差する箇所については、指差呼称を実施し、荷役運搬機の徐行又は一旦停止を励行する。

さらに、作業員や検数員等が混在する場所において荷役運搬機械を用いた作業を行う場合は、誘導員を配置する。

イ 沿岸荷役主任者等の選任と作業方法、合図方法、退避場所等の周知徹底

沿岸荷役主任者等を選任し、当該主任者に作業方法、合図方法、退避場所、制限速度の遵守等の周知徹底、作業の直接指揮等の職務を励行させる。

ウ 荷役運搬機械に対する工学的対策の促進

荷役運搬機械へのバックモニター、近接警報装置、自動停止機能、ドライブレコーダーの設置などの工学的対策の促進を図る。

(3) 船内荷役作業での高所からの墜落災害の防止(最重点対策)

ア 親綱等の設置及びフルハーネス型等の墜落制止用器具の使用の励行

ハッチコーミング、コンテナなどの荷の上・囲い・手すり等の設置が困難な場所において作業を行う場合は、必要に応じて親綱等を設置のうえ、フルハーネス型等の墜落制止用器具の使用を励行する。

また、船倉への昇降に際しては、安全ブロック等の使用を励行する。

イ 船内荷役作業主任者等の選任と職務の励行

船内荷役作業主任者又は沿岸荷役主任者を選任し、当該主任者に、親綱の設置や墜落制止用器具の着装を確認させるとともに作業の直接指揮等の職務を励行させる。

ウ 高所作業の削減や囲い・手すりの設置などの本質的対策、工学的対策の検討

作業方法の変更による高所作業の削減や、囲い・手すりの設置などの促進を図る。

なお、港湾設備や船舶設備の改善が伴う場合には、必要に応じて、港湾設備の管理者、船主等の港湾関係者に、要請を行う。

(4) 海中への転落災害の防止

ア 岸壁と本船間の通行設備の設置の励行

岸壁と本船の間の通行に際しては、転落防止用ネット付きの昇降設備の使用を励行する。

イ はしけ作業等における救命胴衣の着用の徹底

はしけでの作業について、救命胴衣を装着するとともに、その他の作業についても、海への転落の危険がある場合は、救命胴衣または救命具の装着を励行する。

ウ 岸壁作業における荷役運搬機等の海への転落の防止

岸壁の海際で荷役運搬機等を使用して作業を行う場合は、作業区域を設け、又は誘導員を配置するなど、海に転落することを防止するため措置を講じる。

エ 船内荷役作業主任者等の選任と職務の励行

船内荷役作業主任者又は沿岸荷役主任者を選任し、当該主任者に救命胴衣等の着装、通行設備の設置及び誘導員の配置を確認させるとともに、作業の直接指揮等の職務を励行させる。

2 労働災害の大幅な減少を目指した対策の推進

特定災害を含め労働災害の大幅な減少を図るため、以下の対策を推進します。

(1) 事業場における安全衛生対策の強化

ア 経営トップの主導による安全衛生管理の充実

経営トップは積極的に安全最優先の姿勢を示すとともに、安全衛生管理体制の充実に主導する。

また、経営トップ自らが積極的に職場巡視を行うなどにより、安全衛生に対する取り組み姿勢を示すとともに、災防規程の遵守を図る。

イ 日常の継続的な安全衛生管理活動の実施

安全パトロール等による注意喚起、危険予知活動・指差呼称運動、ヒヤリハット活動等の日常的な安全衛生管理活動を継続的に実施する。

特に、現場には種々の「危険」が存在しているという意識を持って作業を行うようにするため、始業時のツールボックスミーティングによる危険予知活動の励行を図る。

また、日常の安全衛生管理活動について、安全パトロールを抜き打ち的に実施すること、安全パトロール員や指差唱和担当者等を交代制にすることなどにより、マンネリ化を防止し、アクセントをつけたものとするよう努める。

ウ 職場の危険を低減するための対策の推進

指差呼称、安全の「見える化」、危険予知活動、ヒヤリハット活動などを積極的に推進することにより、職場にひそむ危険やヒューマンエラーの低減を図るとともに、現場の作業条件や作業方法の見直し、改善を図る。

作業方法や職場環境の改善に当たっては、本質安全化や工学的な対策の実施の可能性について検討を行う。

エ 作業主任者等の配置と職務の励行

船内荷役作業、沿岸荷役作業などには、作業主任者等を選任するとともに、当該主任者に直接作業の指揮を行わせるなどの職務の励行を徹底させる。

オ 雇入れ時の教育をはじめとする安全衛生教育の充実

経験の浅い者の災害を防止するため、雇入れ時の教育の実施を徹底するとともに、危険体感教育などの教育の充実に努める。

フルハーネス型墜落制止用器具を使用する作業に従事する労働者に対する特別教育の実施を励行する。

カ 墜落・転落災害の防止(最重点対策)

船内作業での高所からの墜落災害の防止(前記1の(2))に加え、上屋内などの沿岸作業においても、手すり囲いの設置などの工学的対策の実施、墜落制止用器具の使用などの墜落・転落防止対策を励行する。

キ 転倒災害の防止

「STOP! 転倒災害プロジェクト」に基づき、段差、凹凸、突起物などの解消、4S(整理、整頓、清掃、清潔)の実施、照度の確保や手すり滑り止めの設置、危険箇所の表示等

により安全な作業通路の確保などの転倒災害の防止対策に取り組むとともに、冬期の凍結等による転倒災害の防止対策にも取り組む。

(2) 港全体で取り組む自主的な安全衛生活動の推進

ア 安全パトロールの実施による災害防止規程の遵守にむけての助言・指導

港全体での安全パトロールを積極的に実施し、災防規程の遵守や始業時のツールボックスミーティングによる危険予知活動の励行に向けた助言・指導を行う。

また、安全パトロールのより効果的な実施、安全パトロール員の能力向上及び各港間の交流の促進を図るため、安全パトロール員が他の港の安全パトロールに参加する相互交流パトロールを実施する。

さらに、巡視時のチェックリストについて、情報共有の促進を図り、充実に努める。

イ 指差呼称、危険予知活動等の災害防止活動の活性化への支援

安全パトロール時に指差呼称を率先して実施し、事業場における指差呼称の定着化を支援するとともに、安全衛生に関する研修会の開催等により、危険予知活動、リスクアセスメント活動等の活性化を図る。

ウ 中小規模事業場に対する安全管理士(員)等による支援

本部または総支部に駐在する安全管理士(員)等を活用し、中小規模事業場に対し、職場の実態に応じた安全衛生管理の推進を支援する。

エ 災害情報及び安全の「見える化」や工夫改善事例等の共有化の推進

災害情報のデータ化を推進し、会員事業場での活用を図るとともに、安全の「見える化」や工夫改善事例を収集し、好事例の普及を図る。

オ 全国港湾労働災害防止大会の実施等による安全衛生気運の醸成

全国港湾労働災害防止大会、経営トップ・セミナー、安全衛生セミナー、港湾労働安全強調期間、港湾労働衛生強調月間及び年末年始港湾無災害強調期間の実施に当たって、会員事業場のトップ、職長、フォアマン、安全・衛生管理者、安全衛生担当者等に広く参加を呼びかけ、安全衛生気運の醸成及び安全衛生知識の普及を図る。

また、安全衛生手法の工夫改善事例について、全国港湾労働災害防止大会での発表、展示や機関誌への掲載等各種の手法や機会を利用してその普及に努める。

カ 安全衛生水準の向上のためのマニュアル等の策定・周知

安全水準の一層の向上を図るため、船内作業、沿岸作業、フォークリフト作業に係る災害事例と関係災防規程を盛り込んだ資料集の活用を図る。

また、リーチスタッカーによる荷役作業について、安全作業マニュアル(平成31年3月作成)の周知を図る。

キ 地震・津波等対策

東日本大震災等の経験を踏まえ、荷役作業時に地震・津波等自然災害が発生し、緊急事態に至った際に、作業の中断と安全な場所への避難などの確な対応を図るため、避難マニュアル(モデル)の普及、防災管理規程の整備等に努めるとともに、安全な避難場所の設置・確保、防災避難訓練を励行する。

また、突風によるクレーン逸走災害防止のため、気象情報の早期・正確な把握、的

確な判断等の徹底を図る。

(3) 港湾関係者との連携の推進

昨年度港湾防災本部において、関係省庁、港湾関係団体の参加を得て「港湾荷役作業の労働災害防止のための連絡会議」を開催し、関係者間の情報共有をさらに促進することとなった。

これを踏まえ、港湾管理者等の港湾設備の管理者、船主等の船舶設備の管理者、荷役作業の発注者、元請者等の港湾関係者に、毎月の機関紙・港湾労働安全強調期間等のポスター等の配布をおこなうとともに、港湾パトロールへの参加を要請する等により港湾荷役作業の安全衛生について一層の理解の促進を図る。

また、ガントリークレーン等の設備や岸壁の改修等の港湾設備の改善、揚荷装置や通路への手すりの設置などの船舶設備の改善、並びに荷役作業時間の確保などについて、港湾関係者の理解と配慮が必要な事例の収集に努めるとともに、情報の共有化を図り、必要に応じて配慮を要請する。

3 労働者の健康対策の推進

港湾で働く労働者の健康を確保するため、以下の対策を推進します。

(1) 心と身体 の健康確保対策

ア 企業における産業保健機能の強化等

産業医や産業保健スタッフの選任を進めるとともに、産業医に必要な情報提供を行うなど職場内の産業保健機能の強化に努める。

また、依然として有所見率の増加がみられることから、定期健康診断の実施を励行するとともに、有所見者に対する二次検診の実施などのフォローアップに努めるなどの健康確保措置を推進する。

イ 過重労働による健康障害防止対策

恒常的な長時間労働の計画的な削減、深夜業を含む業務に従事する労働者に対する健康診断の確実な実施、長時間労働を行った労働者に対する面接指導・健康相談等の実施など、過重労働による健康障害防止のための体制の整備に努める。

ウ 職場におけるメンタルヘルス対策等

労働者の心の健康の保持増進を図るため、心理的負荷に関する気づきを促進するためのストレスチェックの実施、受診の勧奨、高ストレス者に対する相談体制の整備、職場環境の改善等に努める。

エ 高年齢労働者対策

雇用者全体の内50歳以上の高年齢労働者の占める割合が約3割となるなど労働者の高齢化が進展していることから、中高年齢者に配慮した作業方法の改善、健康の保持増進、快適な職場環境の形成、安全衛生教育の実施などを一層進める。

オ 受動喫煙防止対策

適切な受動喫煙防止対策が、労働者の健康の保持増進に資するものであることが

ら、屋外喫煙所の設置等による分煙の実施などの受動喫煙防止対策に一層取り組む。

カ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、①密閉空間、②密集場所、③密接場面の3条件が同時に重なる場所を避けるとともに、職場における咳エチケット・手洗いの徹底、日常的な健康状態の確認などの基本的な対策を講じる。

また、職場内外や通勤時における接触感染や飛沫感染の防止及び一般的な健康確保のための措置として、換気の実施・機器等の消毒・会議の回避・長時間の時間外労働の回避・時差出勤の実施等、事業場の実態に即した実行可能な感染拡大防止対策に積極的に取り組む。

さらに、風邪症状を呈する労働者への対応及び感染症の陽性者が発生した場合の対応について、適正なルールを作成し、労働者に周知する。

(2) 職業性疾病等による健康障害予防対策

ア 熱中症予防対策

WBGT値(暑さ指数)の低減対策として、①冷風機の設置・休憩場所の整備などの作業環境管理、②暑さ指数の状況に応じた作業時間・休憩時間の見直し、熱への順化、水分・塩分の摂取などの作業管理、及び③健康診断結果に基づく健康状態の確認・作業開始時の健康状態の確認などの健康管理を行うとともに、熱中症の危険性に体調管理に関する教育や異常時の措置に係る体制の整備を期する。

イ 腰痛予防対策

荷の持上げや不自然な作業姿勢などによる腰痛を予防するため、床面や照明などの作業環境の改善、他の作業との組合せなどの作業管理の改善、腰痛予防体操の実施などに取り組む。

ウ 酸素欠乏症予防対策

長期間閉じられていた船倉の内部、くず鉄・石炭等の酸化しやすい物質が積載されている場所、穀物・飼料等が保管されている場所などの酸素欠乏の恐れのある場所に立ち入る場合は、酸素欠乏危険作業主任者の選任、酸素濃度の測定、立入禁止の表示、換気の実施等の予防対策を励行するとともに、二次災害を防止するため酸素マスク・送気マスクの備付けを図る。

エ 粉じん障害防止対策

「船倉内において鉱物等をかき落す作業」や「セメントや粉状の鉱石を袋詰めし、積み込み、又は積み下ろす場所における作業」等の粉じん作業については、第9次粉じん障害防止総合対策に則り、休憩設備の設置、呼吸用保護具の適切な使用、じん肺健康診断の実施、じん肺の予防・健康管理のための教育の実施を励行する。

オ 化学物質その他の原因による健康障害予防対策

化学物質その他の原因による健康障害及び危険物の取扱による災害を防止するためコンテナ等の荷主等から、「危険有害業務事前連絡票」の交付の徹底など、その一層の活用促進を図る。

また、危険有害業務事前連絡票や化学物質安全データシート(SDSカード)の情報な

どにより有害性の恐れがある物質を取扱うに際しては、作業主任者の選任、必要なばく露防止措置の実施、健康診断の実施等必要な措置を励行する。

さらに、石綿、一酸化炭素中毒等による健康障害を防止するため、必要な措置を講じる。

(3) 治療と仕事の両立に向けた取組み

疾病を抱える労働者の増加が予想されることから、治療や通院時間の確保、相談窓口の設置、作業の転換、労働時間の短縮など、働きながら治療を受けられる体制の整備に努める。

第5 組織的な労働災害防止活動の推進

労働災害防止活動の実施に当たって、総支部、支部及び会員事業場は、それぞれ具体的な実行計画を立案し、事業を効果的に推進することとします(別表1)。

1 労働災害防止運動の推進

- (1) 全国労働災害防止大会、主要港督励巡視、港湾研修、相互交流パトロール等を実施し、安全衛生水準の向上を図る。
- (2) 各種安全衛生強調期間の実施により、安全衛生水準の向上を図る。
- (3) 安全衛生表彰、無災害事業場表彰の実施等により、安全衛生意識の向上を図る。
- (4) 危険予知活動及び指差呼称運動を推進するとともに、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進を図る。

2 安全衛生教育の推進

- (1) 登録教習機関として実施する技能講習の積極的な開催及び適正な運営に努める。
- (2) 経営首脳者、管理監督者、作業指揮者、危険有害業務従事者、新規従事者等に対する安全衛生教育の充実を図る。

今年度においては、新たに、危険体感研修を実施するとともに、新規従事者等に向けた安全衛生教育マニュアルを作成し、会員事業場の雇入れ時教育等に資するものとする。

- (3) 協会のテキスト、教材の充実・整備と活用を図る。

3 広報活動及び調査研究等の推進

- (1) 機関誌及び協会ホームページ等による「安全の見える化」の推進事例、災害防止に効果的な作業方法の改善や設備・機器の改善に係る好事例、災害事例、安全衛生のQ&A等の情報提供の充実を図る。

特に本年度は、会員事業場で実施されたヒヤリハット事例の情報をデータベース化し、ホームページに掲載することにより、情報の共有化を一層推進する。

また、労働災害情報データベースについて、新たな事例の搭載を行う等充実を図る。

- (2) 安全衛生用品を充実し、活用の促進を図る。
- (3) ホームページ、電子メール等にかかる情報セキュリティ対策を推進する。

4 災防規程の見直し

労働安全衛生関係法令の改正等を契機とし、災防規程の見直しを進める。

5 会員の拡大等

新規参入事業場及び賛助会員への加入促進を図る。

6 会議の開催

下記の会議等の開催等により協会の組織活動の推進を図る(別表2)。

- ①通常総代会・理事会の開催
- ②会長・副会長会議の開催
- ③常任理事会の開催
- ④安全衛生推進委員会の開催
- ⑤安全衛生実施委員会の開催
- ⑥安全衛生実施協議会の開催
- ⑦評価委員会の開催
- ⑧総支部・支部事務局事務担当国会議の開催
- ⑨安全管理士・安全管理員会議の開催
- ⑩各総支部における支部事務局主管国会議の開催

7 関係行政機関、関係諸団体等との連絡・提携・協力関係の一層の強化

次の行政機関、団体の中央・地方組織との連絡・提携・協力関係の強化を図る。

- ①厚生労働省、国土交通省等関係行政機関
- ②(一社)日本港運協会等業界団体
- ③(一社)日本港湾福利厚生協会、各港湾運送事業協同組合、(一財)港湾労働安定協会等港湾関係団体
- ④(一社)日本倉庫協会、(公社)全日本トラック協会
- ⑤(一社)日本船主協会、外国船舶協会、船員災害防止協会等本船関係者
- ⑥港湾管理者、埠頭管理者等港湾施設管理者
- ⑦(一社)日本産業車両協会、(一社)港湾荷役機械システム協会、日本造船工業会等業種団体
- ⑧中央労働災害防止協会及び各業種別労働災害防止団体
- ⑨検数、検定の各協会
- ⑩労働安全衛生総合研究所等研究機関

労働災害防止主要対策

業務の分担 実施事項	本部	総支部・支部	会員事業場
<p>第4 主な労働災害防止対策</p> <p>【最重点対策】</p> <p>① 動カクレーン等を使用した作業での荷との接触による災害の防止 (1の(1))</p> <p>② フォークリフト等の荷役運搬機械との接触による災害の防止 (1の(2))</p> <p>③ 墜落・転落による災害の防止 (1の(3)・2の(1)の力)</p> <p>1 死亡災害の撲滅に向けた対策の推進(特定災害)</p> <p>(1) 動カクレーン等を使用した作業での荷との接触による災害の防止(最重点対策)</p> <p>ア 作業主任者の選任及び安全確認等の職務の励行</p> <p>イ 作業前の作業方法、合図方法、避難場所等の周知徹底</p> <p>ウ 指差呼称による退避の確認の励行</p> <p>エ 地切り後及び巻き下げ時の一旦停止の励行</p> <p>(2) フォークリフト等の荷役運搬機械との接触による災害の防止(最重点対策)</p> <p>ア フォークリフト通行経路、歩行者通路の表示の励行と誘導員の配置</p> <p>イ 沿岸荷役主任者等の選任と作業方法、合図方法、退避場所、制限速度の遵守等の周知徹底</p> <p>ウ 荷役運搬機械に対する工学的対策の促進</p> <p>(3 船内荷役作業での高所からの墜落災害の防止(最重点対策)</p> <p>ア 親綱等の設置及びフルハーネス型墜落制止用器具の使用の励行</p> <p>イ 船内荷役作業主任者等の選任と職務の励行</p> <p>ウ 高所作業の削減や囲い・手すりの設置などの本質的対策、工学的対策の検討</p> <p>(4 海中への転落災害の防止)</p> <p>ア 岸壁と本船間の通行設備の設置の励行</p> <p>イ はしけ作業等における救命胴衣の着用の徹底</p> <p>ウ 岸壁作業における荷役運搬機等の海への転落の防止</p> <p>エ 船内荷役作業主任者等の選任と職務の励行</p>	<p>○ 安全管理士(員)による支援の実施</p> <p>○ 沿岸荷役主任者講師養成研修の実施</p> <p>○ 指差呼称定着化研究会・指導者講習の実施</p> <p>○ 工夫改善事例等の情報提供</p> <p>○ 船主、港湾管理者等に要請すべき事例の収集</p> <p>○ 安全管理士(員)による支援の実施</p> <p>○ フォークリフト災害事例と災害防止対策に関する冊子の頒布</p> <p>○ 工夫改善事例等の情報提供</p> <p>○ 港湾管理者等の施設管理者に要請すべき事例の収集</p> <p>○ 安全管理士(員)による支援の実施</p> <p>○ 船内荷役作業の労働災害防止対策に関する冊子の頒布</p> <p>○ 工夫改善事例等の情報提供</p> <p>○ 必要に応じたフルハーネス型墜落制止用器具特別教育講師養成研修の実施</p> <p>○ 船主等の設備管理者に要請すべき事例の収集</p> <p>○ 安全管理士(員)による支援の実施</p> <p>○ 工夫改善事例等の情報提供</p> <p>○ 港湾管理者等の施設管理者に要請すべき事例の収集</p>	<p>○ 船内荷役作業主任者・沿岸荷役主任者講習の実施</p> <p>○ 港湾パトロール時の安全確認の実施</p> <p>○ 港湾パトロール時の指差呼称の励行</p> <p>○ 船主、港湾管理者等に要請すべき事例の収集・報告</p> <p>○ 沿岸荷役主任者教習の実施</p> <p>○ 港湾パトロール・沿岸パトロール時の安全確認の実施</p> <p>○ 港湾パトロール時の指差呼称の励行</p> <p>○ 港湾管理者等の施設管理者に要請すべき事例の収集・報告</p> <p>○ 船内荷役作業主任者講習の実施</p> <p>○ 港湾パトロール時の安全確認の実施</p> <p>○ 港湾パトロール時の指差呼称の励行</p> <p>○ 必要に応じたフルハーネス型墜落制止用器具特別教育の実施</p> <p>○ 船主等の設備管理者に要請すべき事例の収集・報告</p> <p>○ 船内荷役作業主任者・沿岸荷役主任者教習の実施</p> <p>○ 港湾パトロール時の安全確認の実施</p> <p>○ 港湾管理者等の施設管理者に要請すべき事例の収集・報告</p>	<p>○ 船内荷役作業主任者・沿岸荷役主任者の選任・適正配置、職務の励行</p> <p>○ 作業前ミーティングにおける退避場所等の周知と確実な退避の実施</p> <p>○ 地切り後及び巻き下げ時の一旦停止の励行</p> <p>○ 指差呼称の実施</p> <p>○ フォークリフト通行経路、歩行者通路の区分設定と表示、誘導員の配置の励行、蛍光ベスト等の着用の励行</p> <p>○ 沿岸荷役主任者等の選任と作業方法、合図方法、退避場所、制限速度の遵守等の周知徹底</p> <p>○ フォークリフト等の荷役運搬機械に対するバックモニターの設置等の工学的対策の促進</p> <p>○ 親綱等の設置及び安全帯の使用の励行</p> <p>○ 船内荷役作業主任者等の選任と職務の励行</p> <p>○ 高所作業の削減や囲い・手すりの設置などの本質的対策、工学的対策の検討</p> <p>○ 岸壁と本船間の通行設備の設置の励行</p> <p>○ はしけ作業等における救命胴衣の着用の徹底</p> <p>○ 岸壁作業における荷役運搬機等の海への転落防止措置の実施</p> <p>○ 船内荷役作業主任者等の選任と職務の励行</p>

業務の分担 実施事項	本部	総支部・支部	会員事業場
<p>2 労働災害の大幅な減少を目指した対策の推進</p> <p>(1) 事業場における安全衛生対策の強化</p> <p>ア 経営トップの主導による安全衛生管理の充実</p> <p>イ 日常の継続的な安全衛生管理活動の実施</p> <p>ウ 職場の危険を低減するための対策の推進</p> <p>エ 作業主任者等の配置と職務の励行</p> <p>オ 雇入れ時の教育をはじめとする安全衛生教育の充実</p> <p>カ 墜落・転落災害の防止(最重点対策) 船内作業での高所からの墜落災害の防止(前記1の(2))に加え、上屋内などの沿岸作業においても、手すり囲いの設置などの工学的対策の実施、墜落制止用器具の使用などの墜落・転落防止対策を励行する。</p> <p>キ 転倒災害の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営トップセミナーの実施 ○ 災害防止規程及び解説書の普及 ○ 危険予知活動・指差呼称運動、ヒヤリハット活動等の日常的な安全衛生管理活動の支援 ○ 始業時のツールボックスミーティングによる危険予知活動の支援 ○ ヒヤリハット事例の収集・提供 ○ 安全管理士(員)による支援の実施 ○ 指差呼称定着化研究会等の実施 ○ 工夫改善事例等の情報の収集・提供 ○ 「安全の見える化」事例等の情報の収集・提供 ○ 技能講習等各種テキストの作成、見直しの実施 ○ 雇入れ時教育等安全衛生教育テキストの作成 ○ 安全管理士(員)による支援の実施 ○ 安全管理士(員)による支援の実施 ○ 船内荷役作業、沿岸荷役作業の労働災害防止対策に関する冊子の頒布 ○ 工夫改善事例等の情報提供 ○ 必要に応じたフルハーネス型墜落制止用器具特別教育講師養成研修の実施 ○ 船主等の設備管理者に要請すべき事例の収集 ○ 「STOP! 転倒災害プロジェクト」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営トップの参加による安全パトロールの実施 ○ 安全衛生関係の研修会・部会の実施等による支援 ○ 危険予知活動・指差呼称運動、ヒヤリハット活動等の日常的な安全衛生管理活動の支援 ○ 始業時のツールボックスミーティングによる危険予知活動の支援 ○ ヒヤリハット事例の収集 ○ 職場における安全管理活動への支援 ○ 各種技能講習、安全教育の積極的な開催 ○ 雇入れ時教育等安全衛生教育の積極的な開催 ○ 船内荷役作業主任者講習の実施 ○ 港湾パトロール時の安全確認の実施 ○ 港湾パトロール時の指差呼称の励行 ○ 必要に応じたフルハーネス型墜落制止用器具特別教育の実施 ○ 船主等の設備管理者に要請すべき事例の収集・報告 ○ 「STOP! 転倒災害プロジェクト」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営トップによる安全最優先の表明と安全衛生管理体制の充実 ○ 経営トップの参加による安全パトロールの実施 ○ 防災規程の遵守の徹底 ○ 危険予知活動・指差呼称運動、ヒヤリハット活動等の日常的な安全衛生管理活動の継続的な実施 ○ 始業時のツールボックスミーティングによる危険予知活動の実施 ○ マンリ化を防止するためのわざ打ちパトロールや指差唱和の交代制での実施などのアクセントをつけた安全衛生活動の実施 ○ ヒヤリハット事例の情報提供 ○ 指差呼称、安全の見える化、危険予知活動、ヒヤリハット運動などの安全管理活動の積極的な推進 ○ 作業方法や職場環境の見直しの推進(工学的対策の検討) ○ 「安全の見える化」事例の提供 ○ 各種作業主任者の選任と職務の励行 ○ 雇入れ時教育の実施 ○ 各種特別教育、能力向上教育の実施または参加 ○ 親綱等の設置及び安全帯の使用の励行 ○ 船内荷役作業主任者等の選任と職務の励行 ○ 高所作業の削減や囲い・手すりの設置などの本質的対策、工学的対策の検討 ○ 「STOP! 転倒災害プロジェクト」の実施

業務の分担 実施事項	本部	総支部・支部	会員事業場
(2) 港全体で取り組む自主的な安全衛生活動の推進			
ア 安全パトロールの実施による災害防止規程の遵守にむけての助言・指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業計画の作成、安全衛生推進委員会の開催 ○ 安全パトロール、安全衛生セミナー等による災害防止規程の周知の促進 ○ 災害防止規程及び解説書の普及 ○ 安全管理士(員)による支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 作業現場指導推進委員会の開催、安全パトロールの実施 ○ 港湾安全パトロールの実施による災害防止規程の遵守にむけての助言・指導 ○ 災害防止規程及び解説書の頒布 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 港湾安全パトロールへの積極的な参加 ○ 防災規程の遵守、作業員への周知 ○ 災害防止規程に基づく安全作業の検討・実施
イ 指差呼称、危険予知活動等の災害防止活動の活性化への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指差呼称定着化研究会・指導者講習、リスクアセスメント研修等の実施 ○ 安全管理士(員)による支援の実施 ○ ヒヤリハット事例の収集と情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 港湾安全パトロールの実施による指差呼称の定着化の促進 ○ 安全衛生関係の研修会・部会の実施等による支援 ○ ヒヤリハット事例の収集・報告 	<ul style="list-style-type: none"> ○ リスク低減対策担当者の任命、実施体制の確立 ○ 指差呼称、安全の見える化、危険予知活動、ヒヤリハット運動などの安全管理活動の積極的な推進 ○ ヒヤリハット事例の提供
ウ 中小規模事業場に対する安全管理士(員)等による支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全管理士(員)による支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全管理士(員)等による支援の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全管理士(員)等による支援の活用
エ 災害情報及び安全の「見える化」や工夫改善事例等の共有化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働災害情報データベース掲載情報の更新 ○ ヒヤリハット事例のデータベース化の検討 ○ 安全の「見える化」及び工夫改善事例等の収集と会員事業場への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働災害情報データベースの周知・活用 ○ 安全の「見える化」及び工夫改善事例等の収集・報告と普及促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働災害情報データベースの活用 ○ 安全の「見える化」、工夫改善の取組促進・報告
オ 全国港湾労働災害防止大会の実施等による安全衛生気運の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国港湾労働災害防止大会の開催 ○ 経営トップセミナーの開催 ○ 管理監督者等に対する安全衛生セミナー等の開催 ○ 各強調期間の実施要領の作成・周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国港湾労働災害防止大会への協力、参加勸奨 ○ 経営トップセミナー等への参加勸奨 ○ フォアマン・職長等に対する安全衛生セミナー等への参加勸奨 ○ 各強調期間における各種行事の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国港湾労働災害防止大会への積極的な参加 ○ 経営トップセミナーへの積極的な参加 ○ 安全衛生セミナーへの積極的な参加 ○ 各強調期間における安全衛生総点検等の実施 ○ 各強調期間における各種行事への積極的な参加
カ 安全衛生水準の向上のためのマニュアル等の策定・周知	<ul style="list-style-type: none"> ○ 船内作業、沿岸作業、フォークリフト作業について災害事例・関係防災規程を記載した資料集の普及 ○ リーチスタッカーの安全作業マニュアル等の頒布 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 船内作業、沿岸作業、フォークリフト作業にかかる資料集の活用 ○ リーチスタッカーの安全作業マニュアル等の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 船内作業、沿岸作業、フォークリフト作業にかかる資料集の活用 ○ リーチスタッカーの安全作業マニュアル等の活用
キ 地震・津波対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難マニュアル等の情報収集及び周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難場所の設定及び避難訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難場所の設定及び避難訓練の実施 ○ クレーンの逸走防止対策の実施
(3) 港湾関係者との連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係省庁、関係団体との連絡会議の開催 ○ 港湾関係者への情報提供の推進 ○ 港湾設備・船舶設備等に関連する災害事例の収集 ○ 港湾設備、船舶設備の改善について、港湾管理者等に要請すべき事例の収集・分析 ○ 荷役作業時間の確保等について船主・元請け会社等に要請すべき事例の収集・分析 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 連絡会議への情報提供 ○ 港湾関係者への機関誌及びポスター等の配布 ○ 港湾設備・船舶設備等に関連する災害事例の収集・報告 ○ 港湾設備、船舶設備の改善について、港湾管理者等に要請すべき事例の収集・報告 ○ 荷役作業時間の確保等について船主・元請け会社等に要請すべき事例の収集・報告 ○ 港湾安全パトロールへの参加要請及び指導、啓発の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 港湾管理者、船主・元請会社等に要請すべき事例の事項の把握、総支部・支部への情報提供 ○ 港湾設備等の点検と必要に応じた改善要請 ○ 港湾管理者、船主等との連携促進

業務の分担及び協力関係 主要対策及び実施事項	本部	総支部・支部	会員事業場
3 労働者の健康対策の推進 (1) 心と体の健康確保対策 ア 企業における産業保健機能の強化 イ 過重労働による健康障害防止 ウ 職場におけるメンタルヘルス対策等 エ 高齢労働者対策 オ 受動喫煙防止対策 カ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策 (2) 職業性疾病等による健康障害予防対策 ア 熱中症予防対策 イ 腰痛予防対策 ウ 酸素欠乏症予防対策 エ 粉じん障害防止対策 オ 化学物質その他の原因による健康障害予防対策 (3) 治療と仕事の両立に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 働き方改革に伴う改正労働安全衛生法の周知 ○ 安全衛生セミナー等の実施等による周知啓発 ○ 健康確保対策に係る情報収集と提供 ○ 安全衛生セミナー等の実施等による周知啓発 ○ 過重労働対策に関する情報収集と提供 ○ 安全衛生セミナー等の実施等による周知啓発 ○ メンタルヘルス対策に関する情報収集と提供 ○ 安全衛生セミナー等の実施等による周知啓発 ○ 安全衛生セミナー等の実施等による周知啓発 ○ 新型コロナウイルス感染症の感染症防止対策の支援 ○ 新型コロナウイルス感染症に関する情報収集及び提供 ○ STOP熱中症クールワークキャンペーンの実施 ○ WBGT値測定器の配布 ○ 安全管理士(員)による支援の実施 ○ 工夫改善事例等の情報の収集及び周知 ○ 安全管理士(員)による支援の実施 ○ 工夫改善事例等の情報の収集及び周知 ○ 安全管理士(員)による支援の実施 ○ 危険有害物事前連絡票の提出の周知 ○ 安全管理士(員)による支援の実施 ○ 安全衛生セミナー等の実施等による周知啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 働き方改革に伴う改正労働安全衛生法の周知 ○ 健康確保対策への支援 ○ 過重労働による健康障害防止対策の支援 ○ 職場におけるメンタルヘルス対策の実施 ○ 高齢労働者の健康確保対策の実施 ○ 受動喫煙防止対策の実施の支援 ○ 新型コロナウイルス感染症の感染症防止対策の支援 ○ 新型コロナウイルス感染症に関する情報収集及び提供 ○ STOP熱中症クールワークキャンペーンの実施 ○ 港湾/ハトール時のWBGT値の測定等による熱中症防止対策の支援 ○ 安全衛生関係の研修会・部会の実施等による支援 ○ 安全衛生関係の研修会・部会の実施等による支援 ○ 安全衛生関係の研修会・部会の実施等による支援 ○ 危険有害物事前連絡票の徹底と有効活用の促進 ○ 危険有害物等の安全作業実施についての指導援助 ○ 治療と仕事の両立に向けた取組みの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業医等の選任の促進と働き方改革に伴う産業医等への必要な情報提供等の実施 ○ 企業における健康確保措置の充実 ○ 過重労働による健康障害防止対策の実施 ○ 時間外・休日労働月80時間超えの労働者等に対する面接指導の適切な実施 ○ 職場におけるメンタルヘルス対策の実施 ○ 高齢労働者の健康確保対策の実施 ○ 受動喫煙防止対策の実施 ○ ①密閉空間、②密集場所、③密接場面の3条件が同時に重なる場所を避ける ○ 咳エチケット・手洗いの徹底、日常的な健康状態の確認 ○ 換気の実施・機器等の消毒・会議の回避・長時間の時間 ○ 外労働の回避・時差出勤等の事業場の実態に即した実行可能な感染予防対策の実施 ○ 風邪症状の者、陽性者に対する適正なルールの策定と周知 ○ 正しい情報の収集と周知 ○ STOP熱中症クールワークキャンペーンの実施 ○ WBGT値の把握と熱中症防止対策の実施 ○ 作業開始時の健康状態の確認等の適切な健康管理の実施 ○ 腰痛予防対策の実施 ○ 酸素濃度測定の実施、保護具の整備等の酸素欠乏予防対策の実施 ○ 船倉内での糞物のかき落とし作業等における呼吸用保護具の着用等の粉じん障害予防対策の実施 ○ 危険有害物事前連絡票の活用 ○ 化学物質等による健康障害予防対策の実施 ○ 治療と仕事の両立に向けた取組みの実施

業務の分担及び協力関係 主要対策及び実施事項	本 部	総支部・支部	会員事業場
<p>第5 組織的な労働災害防止活動の推進</p> <p>1 労働災害防止運動の推進</p> <p>(1) 労働災害防止大会の開催等</p> <p>ア 全国港湾労働災害防止大会の開催 10月16日(金)広島市</p> <p>イ 地区港湾安全衛生大会の開催</p> <p>ウ 全国産業安全衛生大会に協賛</p> <p>エ 会員事業場における安全衛生大会の開催等</p> <p>(2) 主要港督励巡視、港湾安全パトロール等の実施</p> <p>ア 主要港督励巡視 8月25日(火)～28日(金) 東京一清水一大阪一門司の各港</p> <p>イ 港湾研修 10月15日(木)～16日(金)広島港</p> <p>ウ 港湾安全パトロール 経営首脳者等によるパトロールの実施</p> <p>(3) 安全衛生強調期間の実施</p> <p>ア 港湾労働安全強調期間 7月1日～9月30日(準備月間6月)</p>	<p>○ 全国港湾労働災害防止大会の主催</p> <p>○ 関係機関への協力要請</p> <p>○ 地区安全衛生大会の開催の支援</p> <p>○ 大会への協賛</p> <p>○ 会員事業場の安全衛生大会の開催の支援</p> <p>○ 督励巡視の実施</p> <p>○ 巡視結果報告書の作成、周知</p> <p>○ 港湾研修の実施</p> <p>○ 安全衛生推進委員会等の開催</p> <p>○ 港湾安全パトロールの相互交流の実施</p> <p>○ 安全管理士(員)による指導、助言の実施</p> <p>○ 運動を主唱し、実施要領を定め会員事業場へ周知</p> <p>○ 関係機関(船主協会、港湾管理者等)に対する協力要請</p> <p>○ ポスター、のぼり等の作成、頒布</p>	<p>○ 会員事業場への参加の勧奨</p> <p>○ 開催地においては、大会を開催</p> <p>○ 地区港湾安全衛生大会の開催</p> <p>○ 全国産業安全衛生大会への参加の勧奨</p> <p>○ 安全衛生大会等の開催の勧奨</p> <p>○ 団員としての参加を勧奨</p> <p>○ 巡視港、関係総支部・支部は実施及び協力</p> <p>○ 港湾研修開催地の総支部・支部は実施及び協力</p> <p>○ 会員事業場に対する参加勧奨</p> <p>○ 総支部・支部主管者の会議への参加</p> <p>○ 安全衛生推進委員会への参加</p> <p>○ パトロールの計画及び定期的な実施。</p> <p>○ 相互交流パトロールへの参加</p> <p>○ 経営首脳者への参加勧奨</p> <p>○ 点検項目の設定、パトロール結果のまとめ、会員事業場への周知</p> <p>○ 運動実施要領の周知徹底</p> <p>○ 部会・委員会活動の活性化</p> <p>○ 期間中の港湾パトロールの強化</p>	<p>○ 関係者の積極的な参加</p> <p>○ 地区大会への積極的な参加</p> <p>○ 関係者の参加</p> <p>○ 社内安全衛生大会等の実施</p> <p>○ 団員として積極的に参加</p> <p>○ 関係者の積極的な参加</p> <p>○ 積極的な参加</p> <p>○ 経営首脳のパトロールへの積極的な参加</p> <p>○ 総支部・支部の現場安全指導推進会議等への参加</p> <p>○ 関係者の港湾パトロールへの積極的な参加</p> <p>○ チェックリストによる点検、是正確認、記録の整備</p> <p>○ パトロールの結果、対策等を実施</p> <p>○ 実施要領に基づき、社内の実施計画の策定</p> <p>○ ポスター、のぼり等の掲出</p> <p>○ 経営首脳者から従業員及びその家族に対し安全の呼びかけ</p> <p>○ 経営首脳者の現場巡視の強化</p> <p>○ 設備・用具・保護具等の点検整備の徹底</p>

業務の分担及び協力関係 主要対策及び実施事項	本部	総支部・支部	会員事業場
イ 港湾労働衛生強調月間 10月1日～10月31日(準備月間9月)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運動を主唱し、実施要領を定め会員事業場へ周知 ○ 関係機関(船主協会、港湾管理者等)に対する協力要請 ○ ポスター、のぼり等の作成、頒布 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運動実施要領の周知徹底 ○ 部会・委員会活動の活性化 ○ 期間中の港湾パトロールの強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実施要領に基づき、社内の実施計画の策定 ○ ポスター、のぼり等の掲出 ○ 経営首脳者から従業員及びその家族に対し健康維持増進の呼びかけ ○ 経営首脳者の現場巡視の強化
ウ 年末年始港湾無災害強調期間 12月16日～1月15日 (東京・神奈川総支部は、12月1日～1月31日)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運動を主唱し、実施要領を定め会員事業場へ周知 ○ 関係機関(船主協会、港湾管理者等)に対する協力要請 ○ ポスター、のぼり等の作成、頒布 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運動実施要領の周知徹底 ○ 部会・委員会活動の活性化 ○ 期間中の港湾パトロールの強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設備・用具・保護具等の点検整備の徹底 ○ 健康診断、健康相談、健康増進行事等の実施 ○ 実施要領に基づき、社内の実施計画の策定 ○ ポスター、のぼり等の掲出 ○ 経営首脳者から従業員及びその家族に対し安全の呼びかけ
(3) 安全衛生表彰、無災害表彰等 ア 安全衛生表彰(事業場、個人等)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全・衛生表彰規程に基づく表彰の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部表彰規程の周知及び協会本部へ表彰事業場の推薦 ○ 総支部・支部の表彰規程の整備及び表彰の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受賞候補者の推薦、資料の提出 ○ 作業場、職場単位で個人の安全・衛生に関する社内表彰の実施
イ 無災害事業場表彰 港湾労災防止協会無災害記録表彰の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 無災害事業場表彰規程に基づく表彰の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部表彰規程の周知及び協会本部へ表彰事業場の推薦 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 推薦資料の提出
ウ 安全優良職長厚生労働大臣顕彰	<ul style="list-style-type: none"> ○ 推薦のとりまとめ ○ 顕彰制度の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 推薦のとりまとめ ○ 総支部・支部の表彰規程を整備し推薦候補者を選定する 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 推薦資料の提出
(4) 危険予知活動の推進と指差呼称運動の推進 ア 危険予知活動、指差呼称運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ セミナー、研修会等の実施 ○ 機関誌等による広報の実施 ○ 指差呼称定着化研究会の実施 ○ 指差呼称実践者養成研修等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険予知活動、指差呼称運動の周知及び気運の醸成 ○ 指差呼称定着化研究会への参加勧奨 ○ 指差呼称実践者養成の勧奨 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険予知活動、指差呼称運動の積極的な実施 ○ 指差呼称定着化研究会への積極的な参加 ○ 指差呼称実践者の積極的な養成、研修への参加
リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムイの普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ セミナー、研修会等の実施 ○ 安全管理士による導入に向けた支援 ○ 機関誌等による広報の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研修会等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムの積極的な導入

業務の分担及び協力関係 主要対策及び実施事項	本 部	総支部・支部	会員事業場
<p>2 安全衛生教育の推進</p> <p>(1) 技能講習の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象 別紙2 ○ 受講生確保のため技能講習内容の充実、広報の強化 ○ 講師の計画的な養成 <p>(2) 各種教育の実施</p> <p>ア 経営首脳者等に対する安全衛生教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象 別紙3 ○ フォアマン等(港湾荷役の総括的監督等)の安全衛生管理能力の向上の促進 <p>イ 作業員・作業指揮者等に対する安全衛生教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象 別紙4 <p>ウ 能力向上教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象 別紙5 特に船内荷役作業主任者、安全衛生推進者等に対する能力向上教育の徹底 <p>エ 危険有害業務従事者等の教育の実施(法60②)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象 別紙7 特に、揚貨装置運転士、フォークリフト運転業務従事者等に対する安全衛生教育の徹底 <p>オ 特別教育の実施(法59③)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象 別紙8 特に、ストラドルキャリアー運転業務、フルハーネス型墜落制止用器具使用作業従事者、酸素欠乏危険作業に係る安全衛生教育の徹底 <p>カ 新規従事者教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ テキストの改訂・充実 ○ 技能講習等の広報の強化 ○ テキスト等の斡旋 ○ 技能講習等の適正な実施についての指導援助 <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営首脳者等セミナー等の実施 ○ フォアマンを対象とした安全衛生セミナーの実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ テキスト等のあっせん <ul style="list-style-type: none"> ○ テキストの普及(安全衛生推進者、船内荷役作業主任者能力向上教育用)テキスト等のあっせん <ul style="list-style-type: none"> ○ 港湾荷役作業に即した教材の作成 ○ テキスト等のあっせん <ul style="list-style-type: none"> ○ ストラドルキャリアーの教育実施 ○ フルハーネス型墜落制止用器具使用作業に係る特別教育講師養成研修等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ 危険体感研修の実施 ○ 新規従事者等に対する安全衛生教育マニュアルの作成 <ul style="list-style-type: none"> ○ 時宜に応じたテキスト・教材の充実整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種講習会の計画的な実施 ○ 有資格者の養成、配置についての指導・援助 ○ 技能講習等の実施 ○ 技能講習の内容充実 <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営首脳者等の参加の要請 ○ 安全衛生セミナーにフォアマン等の参加の要請 <ul style="list-style-type: none"> ○ テキスト等の紹介、あっせん <ul style="list-style-type: none"> ○ 船内荷役作業主任者等に対する能力向上教育実施の周知、教育の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ テキスト等の紹介、あっせん <ul style="list-style-type: none"> ○ テキスト等の紹介、あっせん ○ フルハーネス型墜落制止用器具使用作業に係る特別教育講師養成研修等の実施等 <ul style="list-style-type: none"> ○ 新規従事者教育への安全衛生教育に対する支援等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受講資格を有する者の積極的受講 <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営首脳者等の積極的なセミナー等への参加 ○ フォアマン等の安全衛生管理能力の向上を図るため、安全衛生セミナーへの参加 <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種安全衛生教育の積極的な実施、研修への参加 <ul style="list-style-type: none"> ○ 積極的な能力向上教育の受講及び実施 ○ 積極的な安全衛生推進者能力向上教育インストラクター研修への参加 <ul style="list-style-type: none"> ○ 安全衛生教育等の積極的な受講及び実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別教育の積極的な受講及び実施 ○ フルハーネス型墜落制止用器具使用作業に係る特別教育の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ 新規従事者教育への安全衛生教育の実施
<p>(3) テキスト・教材の充実整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 時宜に応じたテキスト・教材の充実整備 		

業務の分担及び協力関係 主要対策及び実施事項	本 部	総支部・支部	会員事業場
<p>3 広報活動及び調査研究等の推進</p> <p>(1) 機関誌、ホームページの充実</p> <p>ア 機関誌「港湾防災」の内容の充実と頒布部数の拡大</p> <p>イ ホームページによる情報発信の強化</p> <p>(2) 安全衛生用品の充実及び活用</p> <p>労働災害防止に不可欠な安全衛生器具、保護具等の充実を図り廉価で斡旋・頒布する。</p> <p>(3) ホームページ、電子メール等にかかる情報セキュリティの強化</p> <p>(2) 防災規程の見直し</p> <p>4 会員の拡大等</p> <p>新規参入事業場及び賛助会員への加入促進を図る。</p>	<p>「安全の見える化」の推進事例、災害防止に効果的な作業方法の改善や設備・機器の改善に係る好事例、災害事例、安全衛生のQ&A等の情報提供の</p> <p>○ 編集、発刊(毎月1回)</p> <p>○ モニター制実施要領に基づきアンケート実施</p> <p>○ 機関誌の内容充実(行政通達、指針、災害事例分析・改善事例・会員事業場の安全衛生活動等の紹介)</p> <p>○ ホームページの整備</p> <p>○ ヒヤリハット事例情報のデータベース化</p> <p>○ 労働災害情報データベース搭載情報の更新</p> <p>○ 用品の品揃えの充実</p> <p>○ 機関誌「港湾防災」による紹介</p> <p>○ 情報セキュリティ対策の強化</p> <p>○ 防災規程の見直しの実施</p> <p>○ ホームページ等で加入促進PR</p>	<p>○ 行事等に関する情報の本部への報告</p> <p>○ 記事資料の提供</p> <p>○ 執筆者への原稿依頼</p> <p>○ ホームページの周知及び搭載すべき情報の収集・報告</p> <p>○ 情報の収集</p> <p>○ カタログ等の周知</p> <p>○ 用品の斡旋、頒布</p> <p>○ 情報セキュリティ対策の強化</p> <p>○ 新規参入会員事業場への加入勧奨</p>	<p>○ 回覧等による職場への浸透</p> <p>○ ミーティング資料としての活用</p> <p>○ 寄稿</p> <p>○ ホームページの活用及び搭載すべき情報の提供</p> <p>○ 情報の活用・提供</p>

別表 2

令和2年度 本部行事 実施計画(会議・研修等)

		令和2年									令和3年			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	理事会・通常総代会			10 都内										
2	会長・副会長会議、 常任理事会		27 都内											23 都内
3	会長・副会長会議 (安全・衛生表彰委員会)						3 本部							
4	評価委員会					6 本部								
5	安全衛生推進委員会						10 都内							
6	安全衛生推進・実施合同委員会 安全衛生推進委員会													11 都内
7	安全衛生実施協議会				9 都内									
8	総支部・支部 事務局担当者会議								5 都内					
9	安全管理士(員)会議 (個別・集団支援推進会議)										14~15 都内			
10	主要港督励巡視 (東京~清水~大阪~門司港)					25~ 28								
11	全国港湾労働災害防止大会							16 広島						
12	港湾研修(全国大会開催港)							15~16 広島						
13	経営トップセミナー											9 都内		
14	各地区安全衛生セミナー				16 仙台		4 小樽	2 東京 30 高松	26 名古屋 19 横浜	4 千葉	29 神戸	26 大阪		
15	安全管理者選任時研修													
16	ストラドルキャリアー初任時研修						18 横浜							
17	ストラドルキャリアー定期教育								20 名古屋					
18	指差呼称定着化研究会						24~25 三島							
19	指差呼称指導者研修								9 福岡					
20	危険体感研修							21 神戸				22 神戸		
21	港湾関係各種強調期間				労働安全 (7/1~9/30)			労働衛生 (1~31)		年末年始無災害 (12/16~1/15)				
22	無災害記録表彰/ 永年勤続職員表彰				無災害 1日付		永年 1日付							
23	港運関係5団体合同 賀詞交歓会											上旬 都内		
24	安全衛生優良職長 厚生労働大臣表彰											下旬 都内		
25	全国産業安全衛生大会/ 緑十字賞表彰(中災防)							大会中止 別途表彰						

注:各月の行事については、上段が開催日、下段が開催場所等を表す。